

## よくある質問（R2.7.17 現在）

### 補助対象者について

#### Q 1 補助金の対象者は誰ですか？

A 1 以下の表を参照してください。法人だけでなく、個人事業主も対象となります。

【中小企業者の定義 中小企業庁HPより】

業種	中小企業者 (下記のいずれか)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
① 製造業、建設業、運輸業、その他(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
② 卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③ サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④ 小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

#### Q 2 社会福祉法人、医療法人、NPO法人、一般社団法人、農事組合法人、農業法人は対象となりますか？

A 2 対象となります。

#### Q 3 新たに起業した者とは、どのように考えたらよいですか？

A 3 前年同月の売上高と比較できない事業者とします。

#### Q 4 賃貸借契約の相手方が同一人物の場合は対象となりますか？

A 4 対象外です。ただし、同一人物の関係する法人から個人（逆も可）への賃貸借契約の場合は対象となりますが、賃貸借契約書の写しか、確定申告書の写し（経費内訳の分かるもの）、通帳の写しなどで確認をさせていただきます。

**Q 5 浜田市内の主たる事務所又は事業所を有するとは、どういうことでしょうか？**

A 5 浜田市内に「本社」または、「主たる店舗」があることを言います。下記の事例を参照ください。

**【事例】**

- ① 市内在住で、他市に賃借店舗、事業所がある⇒対象外
- ② 他市の在住で、市内に賃借店舗、事業所がある⇒対象
- ③ 市内に本社があり、他市に営業所がある⇒対象
- ④ 他市に本社があり、市内に営業所がある⇒対象外

**補助対象要件**

**Q 6 補助対象月があることが確認できる書類とは、どのように考えたらよいですか？**

A 6 売上高比較のため、前年分と本年分の書類が必要となります。前年分について、法人の場合は、法人事業概況説明書の写し、個人事業主の場合は、確定申告書の写しをご準備ください。なお、難しい場合は、試算表でかまいません。本年分については、試算表や売上台帳など月ごとの売上高がわかる書類とします。

**Q 7 店舗増加等によって前年同月比と単純比較できない場合は、どうなりますか？**

A 7 新たに起業した者と同様の算出方法を用いてください。

**Q 8 売上高が前年と比べて、30%以上減少の要件には該当しないのですが、新規創業の要件（直近3ヵ月間の平均売上高や、令和元年12月の売上高との比較など）では該当となりそうですが、対象にできますか？**

A 8 対象となりません。

## 補助対象経費・補助金額

### Q 9 補助対象となる家賃とは何を指しますか？

A 9 補助対象者が事業活動のために所有者等と賃貸借契約を結び、当該所有者等から借り受けた市内に存する土地及び建物の賃料（管理費及び共益費を除く。）を指します。なお、土地のみの賃貸においても、対象となります。

### Q 10 家賃を支払った証明を添付する必要はありますか？

A 10 家賃相当額の補助としているため、申請時に提出する賃貸借契約書をもって支払根拠とするため、添付の必要はありませんが、補助金を活用し、きちんと支払いをお願いします。

### Q 11 家賃に関して、補助対象外となる経費はありますか？

A 11 消費税を除外する必要はありませんが、管理費・共益費は対象外となります。家賃に含まれている場合は、契約相手方へ内訳を示してもらう必要があります。

### Q 12 請求手続きや実績報告が必要ですか？

A 12 新型コロナウイルス感染症対策として、事務の簡素化を図るため、申請書兼請求書とします。また、家賃相当額の補助としているため、申請時に提出する賃貸借契約書をもって、支払根拠とするため、実績報告は不要です。

### Q 13 1回目の申請で3ヵ月分の補助金を50%以内で受け取り後、後日他の月で、補助額が100%となる場合はどうしたらよいですか？

A 13 割合が良くなる補助対象月に変更できます。

### Q 14 市内で複数店舗を運営している場合は、どのように考えたらよいですか？

A 14 複数店舗で一つの事業者である場合は、全体の売上で審査となります。

**Q 1 5 複数店舗を営む者でそのうち1店舗のみが売上減少している場合、どのように考えたらよいですか？**

A 1 5 Q 1 4 同様、全体の売上での審査となります。

**Q 1 6 店舗兼住宅の場合はどう判断したらよいですか？**

A 1 6 店舗兼住宅のうち店舗部分の面積割合が対象となります。確定申告書をしていれば、その割合を用いて計算します。なお、店舗部分のみの家賃が明確な場合は、その金額を適用します。

**Q 1 7 既に別補助金で、家賃補助を申請していますが、どう考えればよろしいですか？**

A 1 7 補助金申請分を除いた金額を補助対象経費とします。  
(要綱第5条の補助対象経費において、他の同種の補助金等は、当該補助金の額を控除するとしているためです)

#### 申請書類・申請方法

**Q 1 8 なぜ誓約書が必要なのですか？**

A 1 8 市民の安全で平穏な生活を確保することを目的として、暴力団等を排除し、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いするためです。

**Q 1 9 申請は一度限りですか？**

A 1 9 緊急対策として実施するため、1か月単位の申請が可能です。

**Q 2 0 申請から入金までどれくらい日数がかかりますか？**

A 2 0 遅くとも、申請から1ヵ月以内で支払いする予定です。

**Q 2 1 創業者の開店月における売上はどう判断してよいですか？**

A 2 1 月の営業日数に換算して算出することを可能します。  
(例) 3月下旬にオープンし、3月中に5日間営業した場合  
(月の平均営業日数が25日)

5日分の売上高×5=3月分の売上高金額

**Q 2 2 申請方法はどちらがよいですか？**

A 2 2 3密を避けるため、原則、郵送での申請とします。やむなく窓口申請をする場合は、事前予約により対応します。窓口申請は本庁商工労働課のほか、各支所産業建設課でも受付をおこないます。

**Q 2 3 賃貸借契約書はどの部分のコピーが必要ですか？**

A 2 3 ①賃貸人及び賃借人、②賃貸借物件の所在地、③賃貸借期間、④賃料が記載されている該当箇所の写しを全部添付してください。

**Q 2 4 賃貸借契約書がない場合はどちらがよいですか？**

A 2 4 この機会にきちんと契約書を整えてください。ただし、時間がかかる場合には、対象となる物件の賃料が確認できる書類を準備してください。

(確認ができる書類の例)

領収書、振込明細、法人・個人の確定申告書など

**その他**

**Q 2 5 この補助金は、税務上、どのような取扱いになりますか？**

A 2 5 国において、法令に則ると、非課税事由に該当しないとの考え方ですので、本補助金は課税対象となります。

**Q 2 6 家賃が減額となっている場合はどちらがよいですか？**

A 2 6 賃貸借契約をしている減額前の金額を対象金額とします。

**Q 2 7 フランチャイズ契約等の店舗は対象となりますか？**

A 2 7 対象となります。ただし、市内に主たる事業所があることが条件です。

**Q 2 8 国の家賃支援給付金は、市の家賃補助金と重複して申請  
できますか？**

A 2 8 可能です。国の家賃給付金は、申請日以降 6 か月間の賃料  
支援ですので、補助対象となる月が重複しなければ、減額は  
ありません。

※市は対象でも、国では対象とならない場合があります。

**【例】**

市補助申請	国補助申請	減額の可能性
2月、3月、4月	8月	なし
5月、6月、7月	8月	なし
6月、7月、8月	8月	あり⇒①または②へ
8月、9月、10月	8月	あり⇒①または②へ
8月、9月、10月	11月	なし

国給付金額 = 1 か月分の賃料の 6 倍 × 2/3

**①減額となる場合**

1 か月分の賃料の 6 倍 < 国給付金額 + 市の家賃補助金

**②減額とならない場合**

1 か月分の賃料の 6 倍 ≥ 国給付金額 + 市の家賃補助金